

令和8年度全天候型あそび場の基本的な考え方決定に向けた支援業務委託 仕様書

1 業務目的

近年、異常な暑さや局地的な豪雨など、子どもたちの遊ぶ環境にも多くの影響が生じており、このような状況に対応するために、公園の木陰、自然環境などを活かしつつ、天候に左右されず、木の温もりを感じながら、子どもたちが安全で快適に遊べ、思いきり体を動かせることに加えて、遊びを通じた様々な好奇心を育む、全天候型の遊び場の整備を検討しています。本業務は、その「全天候型遊び場の基本的な考え方」決定に向けた検討支援を行うことを目的とします。

2 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

3 提出書類

本業務の着手にあたり、受託者は監督員と十分な打合せを行い、次に定める書類を2部作成し1部を監督員に提出するものとする。

- ア 委託業務着手届
- イ 工程表
- ウ 委託業務代理人・技術者届
- エ 委託業務代理人・作業員届
- オ 技術者経歴書
- カ 組織表
- キ 業務実施計画書
- ク その他受託者と監督員が必要と認める書類

4 配置技術者

本業務の実施にあたり、受託者は本業務の意図及び目的を理解した上で、次に掲げる有資格者を定めるものとする。なお、受託者は着手時、資格証の写しを監督員に提出し確認を受けること。

ア 委託業務代理人(主任技術者)及び照査技術者

下記の少なくとも1つ以上の資格を有するものとする。

- (ア) 技術士(総合技術監理部門:都市及び地方計画)
- (イ) 技術士(建設部門:都市及び地方計画)
- (ウ) 一級建築士であり、延床面積 300 m²以上の公共施設の設計又は計画に関する実績を有する者
- (エ) RCCM(都市計画及び地方計画)であり、かつ認定都市プランナー(総合計画部門、公園緑地計画部門又は景観・都市デザイン部門)のいずれかを有する者

イ 担当技術者

技術士(建設部門:都市及び地方計画)の資格を有し、かつ登録を行っている者 1名以上又は、一級建築士又は二級建築士の資格を有する者 1名以上

5 業務内容

本業務では、市内7公園への全天候型あそび場整備に向け、候補地調査から基本的な考え方の整理、施設計画の検討、概算事業費算出、スケジュール整理までを行う。6月頃までに市内7公園に共通する基本的な考え方を整理し、そのうえで第1期整備候補となる3公園について12月頃までに考え方をとりまとめ、年度末にかけて地元対話を実施し、詳細内容を整理する。

本業務は、委託契約締結後、直ちに着手し、令和8年12月の成果品を基礎に工程調整を行うものとする。受託者は監督員及びまちづくり局施設計画課と協議し、当初スケジュールを速やかに確定させること。

整備公園：市内7区より各区1か所、計7公園

整備範囲：各公園内約2000㎡程度

設置施設（基本構成）

- ・2階建て1棟
延床面積150～300㎡程度
特徴：高い開放性・自然通風・日射取得・木質内装、造作遊具
主要室：図書コーナー、管理エリア、乳幼児室、遊戯室、トイレ（子ども用含む）、授乳室、倉庫、手洗い場等を適切に配置するものとする。
- ・半屋外空間30～50㎡程度×1棟
庇・テラス等により屋外空間と連続的に利用可能
- ・屋外あそび場（インクルーシブ遊具を含む）1か所

子ども空間

- ・活動的なゾーン（児童～幼児用）と静かなゾーン（乳児用）を分離
- ・利用者の安全性・快適性を確保

素材・環境配慮

- ・内装・造作遊具に国産木材を活用
- ・自然通風を基本とし、空調は最小限
- ・日射遮蔽、省エネ、環境負荷低減に配慮した計画とする

外部の付帯施設

- ・駐輪場（必要台数・場所を検討）
- ・ベビーカー置場（屋根の有無、屋内外の配置を検討）
- ・屋外手洗い場・足洗い場

(1) 与条件および関連計画等の整理

公園・子育て・福祉等の関連計画、関係法令を整理し、全天候型あそび場整備の位置づけを明確にするとともに、敷地条件・建築条件・環境条件・バリアフリー・環境配慮基準（ZEB/再エネルギー等）を含む基本的与条件を整理すること。

(2) 敷地条件・周辺環境および利用ニーズ等の整理

市が前年度に整理を行った候補公園（約14公園）を対象に、敷地規模、地形、既存施設、植生、地盤、地中埋設物等の敷地条件および周辺道路・周辺施設等の環境を整理するとともに、建蔽率や道路条件等の法規制および既存建築物・設備の状況を確認し、上下水道・電気・ガス・通信等のインフラ接続性を踏まえた想定施設規模・配置計画の成立性を検証すること。あわせて、子育て世代や利用者のニーズ把握に向けたアンケート調査やヒアリングの実施方法を検討・支援し、他都市事例の整理および地域特性・関係主体との関わり方を踏まえながら、日常的に活用され親しまれるあそび場整備の方向性やテーマ設定につながる視点を整理すること。

(3) 候補地の抽出・適地性評価および選定

子育て人口、公園規模、アクセス、安全性、暑熱・豪雨対応効果などの評価項目に基づき適地性評価を実施し、市内7公園を整備候補として選定するとともに、第1期（令和8年度）の3公園を選定する。

(4) 施設配置計画および空間構成・ゾーニングの検討

第1期（令和8年度）の3公園を対象に公園内における屋内外遊び場の配置について、対象公園の立地条件、周辺環境、利用実態などの地域特性を踏まえたテーマを設定し、利用者の安全性、視認性および回遊性に配慮しながら検討すること。また、遊びの機能（静的あそび、動的あそび）についても合わせて検討を行いそれに必要な空間規模について整理すること。屋外空間においては、立地条件に合わせた遊具（インクルーシブ遊具も想定）や園路の提案、日陰確保や年齢別ゾーニングを、屋内空間においては保育園や学校の基準を参考とした乳幼児から

低学年を対象とする軽運動・休憩機能等の配置を整理するとともに、バリアフリー基準への適合を図ること。あわせて、屋内外を連続して利用できる動線計画や、天候変化に対応可能な空間構成について検討するとともに、国産木材の活用、自然通風、日射遮蔽、省エネ等に配慮した環境負荷低減の観点を踏まえ、インフラ接続や配管の切り回しの必要性も含めた3案の配置案を検討すること。

(5) **施設規模・機能構成および技術的要素の検討**

施設の配置計画および空間構成を踏まえ、建築・電気・通信・空調・衛生・スロープ・下足収納等の建築および設備機能を含む施設規模および機能構成について整理すること。その過程において、気候変動に対応した先進的な建築技術、国産木材を活用した遊具や建築資材、川崎市環境配慮基準に適合した脱炭素化技術を含め、施設計画に取り入れるべき技術的要素を総合的に検討するとともに、市内7公園への整備を前提として公園ごとの条件に応じた考え方を整理すること。あわせて、敷地内および周辺における上下水道・電気等のインフラの現況把握および関係機関との協議結果を資料として整理すること。さらに、工事段階における利用者の安全確保の観点から、工事車両と公園利用者の動線分離、仮設出入口・仮設通路の計画についても検討すること。

(6) **概算事業費の算定、管理運営のあり方検討**

第1期（令和8年度）の3公園を対象に施設整備および運営に係る概算事業費を算定し、費用構成および維持管理費の見通しを整理すること。

あわせて、直営や指定管理者制度等を含め、効率的・効果的な他都市の全天候型あそび場に関する維持管理・運営手法の事例等を整理し、デジタル技術の活用など持続的な管理運営のあり方について検討すること。

(7) **整備および運営を見据えたスケジュールの整理**

事業の実施に向け、基本的な考え方の整理から整備、運営に至るまでのスケジュールを整理すること。あわせて、市内7公園への段階的な整備を見据え、第1期（令和8年度）における検討範囲や位置づけが明確となるよう整理すること。

(8) **成果品の取りまとめ**

上記の検討結果を総合的に整理し、全天候型あそび場整備に向けた基本的な考え方として成果品を取りまとめること。候補地選定、施設計画、技術的要素、概算事業費、管理運営のあり方および事業スケジュール等を明確に整理し、次段階の設計・整備へ円滑に引き継ぐことができる資料を作成すること。

(9) **打合せ協議**

全5回（着手時、中間3回、成果品納入時）を標準とする。対面を基本とし、オンライン等も可とする。このほか、必要な打合せが生じた場合は、相談の上、随時適切に対応すること。

6 成果品

すべての業務内容をまとめた報告書（電子データ（PDF等））と、加工可能な媒体（Excel形式、Word形式、PowerPoint形式のいずれか本市と協議した上作成）を格納したDVD-Rを2枚、本市が指定する期日までに提出すること。なお、仕様については、本市と協議の上、決定するものとする。

7 委託業務実績データ（TECRIS）の作成・登録

契約金額100万円（税込）以上の業務を受注した受注者は、その業務内容を「建設実績情報（業務）」として登録申請を行わなければならない。

受注者は、契約時又は完了時及び変更・訂正時に業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき「登録

のための確認のお願い」を作成し監督員の確認(署名、押印及び電子メールアドレスの記入)を受けた後に、財団法人日本建設情報総合センターに登録すること。また、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

提出の期限は、次のとおりとする。

- (1)受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日以内とする。
- (2)完了時登録データの提出期限は、完了後15日以内とする。
- (3)業務履行中に受注登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から15日以内に変更データを提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

8 代金の支払い

支払は完了検査合格後、請求に基づき行う。

9 秘密の保持

- (1)受託者は、前条に記載した個人情報に限らず、業務により知り得た情報等一切の事項は、いかなる場合も他の者に漏らしてはならない。
- (2)受託者は、成果物を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 その他

- (1)成果物の著作権は、川崎市に帰属するものとする。
- (2)本仕様書の定めのない事項については、本市と受託者が協議し決定するものとする。

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部(主要

な部分を除く。)であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第 1 3 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第 1 4 条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

第 1 5 条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

(身分証明書の携帯等)

第 1 6 条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第 1 7 条 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる条件を全て満たすクラウドサービスから選定しなければならない。

(1) 個人情報のデータが保存されるデータセンターは日本国内にあること。

(2) 日本国の法令の範囲内で運用できるクラウドサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。

(3) クラウドサービス提供者による情報資産の目的外利用が禁止されること。

(4) 各種の認定・認証制度 (ISMAP、ISMAP-LIU、ISO/IEC27001・27017 等) の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。

2 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、クラウドサービスの設定の誤り等による個人情報の漏えいその他の事故等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第 1 8 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、

紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

- 2 この場合、受注者は、その事故発生の理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

(業務の報告又は検査等)

第19条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

(教育の実施)

第20条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第21条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

- 3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第22条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

- 3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第23条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第24条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。